

小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校の 講師等の登録に関するQ&A

<応募資格>

Q1 教員免許状又は栄養士資格が取得見込みの場合でも登録はできますか？

A1 申込みができるのは、申込日時点で免許又は資格を現に有する方、又は申込年度の年度末までに取得見込みの方に限ります。取得見込みの方の任用は、免許又は資格を取得後となります。

なお、取得見込みの状態で申込みをいただいた方は、免許又は資格の取得後にその旨を申込先へ電話で御連絡ください。

Q2 教員免許状の有効期限が過ぎています、申し込むことはできますか？

A2 教員免許が必要な職種については、申込みできません。免許状の有効期限の更新が済みましたら、お申込みください。

Q3 事務職員を希望する場合、資格等の要件はありますか？

A3 特にありません。ただし、事務職員は原則として各学校に1人のみの配置のため、教職員の給与や手当等に関する基礎的知識のほか、パソコン（ワードやエクセル等）が使えることが求められます。

Q4 申込みにあたって年齢制限はありますか？

A4 年齢制限はありません。

<申込方法・申込み後の手続き>

Q5 県内の複数の地区で勤務を希望しています。申込書はどこに提出したらよいですか？

A5 県内のいずれか1つの教育事務所又は義務教育課へ御提出いただければ結構です。

Q6 申込書を提出した後の手続きはどうなっていますか？

A6 (1) 申込書を提出していただくと、臨時的任用職員等希望者名簿に登載されます。登載期間は、申込年度を含む2か年度です。

(2) 病気療養や育児休業、その他の理由により講師等の任用が必要となった場合には、臨時的任用職員等希望者名簿を参考にし、当該校から申込者御本人様に連絡を行います。

(3) 勤務条件等を説明するとともに、当該校の学校長による面接を行います。

(4) 面接の結果及び健康状態等を勘案し、最もふさわしい方を任用します。

Q7 登録をやめたい場合、又は長野県教育委員会以外での就職が決まった場合はどうすればよいですか？

A7 登録時に申込書を提出した教育事務所又は義務教育課へ、電話により登録の削除を依頼してください。

Q8 登録すれば、いつから任用されるのですか？

A8 欠員補充の臨時的任用職員の場合、一般的には新しい年度が始まる4月から任用される場合が多いですが、病気療養や育児休業の教職員の代替の場合は、本務者の療養休暇や育児休業などの取得時期によりますので、任用期間の開始時期はさまざまです。

なお、登録していても、取得している教員免許や御希望の教科、勤務地等の関係で必ずしも任用されるものではありません。

Q9 教員採用選考で有利になることはありますか？

A9 優遇されることはありませんが、教職（常勤・非常勤講師を含む）経験を3年以上有する方については、「社会人を対象とした選考」枠で受験することができ、同選考枠においては、一次選考において一般教養の筆記試験を免除しています（令和元年度現在）。

また、講師等として働きながら、教員採用選考を受験することができます。

<勤務条件等>

Q10 1回の任用でどのくらいの期間働くことができますか？

A10 欠員補充の臨時的任用職員の場合は、原則として6か月以内の勤務となります。ただし、勤務状況が良好な場合は、任期の延長により勤務開始日から最大1年間勤務することができます。

病気療養や育児休業の教職員の代替の場合は、本務者の療養休暇や育児休業などの取得期間によるため、1か月程度から3年程度まで、勤務できる期間には幅があります。

非常勤の教職員については、学校において代替や補助等を必要とする1年以内の期間です。

Q11 午前中だけの勤務や午後だけの勤務を希望することはできますか？

A11 非常勤の職員として勤務できます。非常勤講師等が必要となった場合に当該校から御連絡しますので、その際に勤務時間等について御相談ください。

なお、授業時間や短時間勤務を行う教職員の状況等により、御希望に添えない場合がありますことを予め御了承ください。

Q12 社会保険に加入できますか？

A12 任用期間が2か月を超える常勤の教職員は加入できます。

Q13 給料や手当の金額を教えてください。

A13 学歴や前歴によって異なりますが、基準的な給料等の勤務条件をホームページに掲載しておりますので、御参照ください。また、住居手当や通勤手当等の詳細については、任用が決まった後に任用予定の学校へお尋ねください。

Q14 「任期付採用短時間勤務職員」とはどのような職種ですか？

A14 教職員が育児のために短時間勤務を行う場合において、当該職員が勤務しない時間に、その教職員の代わりに任用する職員です。短時間勤務を行う職員が学級担任や教科担任の場合には、代わりに学級担任や教科担任をしていただきます。

Q15 「妊娠した体育担当教員や特別支援学校（学級）教員、養護教諭等の業務補助」とはどのようなことを行うのですか？

A15 体育担当教員や特別支援学校の教員、特別支援学級の担任や養護教諭等が妊娠したことに伴い、体育の実技指導など、一部の職務の遂行が困難となった場合において、代替教員として、体育等の授業や定期健康診断等の業務補助を行うものです。

Q16 教員免許状を必要としない非常勤職員の募集はしていますか？

A16 長野県教育委員会では募集しておりません。

書類の印刷や整理等を行うスクール・サポート・スタッフや教員に代わって部活動の顧問や大会の引率を行う部活動指導員といった非常勤の職種もありますが、長野県教育委員会では募集しておりませんので、市町村教育委員会へお問い合わせください。